



令和3年9月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案6件を提出予定です。

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日)から施行)</p> <p>D X 推進課 026-235-0517 (FAX) E-mail: dx-promo@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>長野県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p>中小企業の振興、産業人材の育成・確保及び産業基盤の整備のため、中小法人を除く法人の県民税について、法人税割の税率を100分の1.8とする特例措置(本則税率:100分の1)の適用期間を令和8年10月31日まで5年間延長するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、令和4年4月1日)から施行)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>
3	<p>長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例案</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、同法等を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定(同法第50条の規定に限る。)の施行の日)から施行)</p> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) E-mail: kokai@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>4</p>	<p>地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>条例で定めた特定非営利活動法人の名称が変更されたことに伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>県民協働課 026-235-7258 (FAX) E-mail: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp</p>
<p>5</p>	<p>公害の防止に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>光害による周辺住民の不快感並びに動植物の生息・生育及び星空環境への悪影響を防ぐため、サーチライト等の使用の禁止その他光害の防止のための措置について規定するとともに、題名を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改めるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日(サーチライト等の使用の禁止については、令和4年4月1日)から施行)</p> <p>水大気環境課 026-235-7366 (FAX) E-mail: mizutaiki@pref.nagano.lg.jp</p>
<p>6</p>	<p>長野県流域下水道条例の一部を改正する条例案</p> <p>下水道法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p>(特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>生活排水課 026-235-7399 (FAX) E-mail: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp</p>

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

総務部情報公開・法務課法務係
(課長) 重野 靖 (担当) 片桐 栄子
電話 026-235-7057 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2287
F A X 026-235-7370
E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp